

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月15日
【計算期間】	第27特定期間（自 2019年1月16日至 2019年7月16日）
【ファンド名】	世界優良株ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	T & D アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪井 親弘
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中近東 (中東)		
資産複合	その他	エマージング		

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

主として、世界優良株マザーファンドを通じて世界主要国（日本を除く）の証券取引所に上場されている企業の株式および証券取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に投資し、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

銘柄を 30～50 程度に絞り込みポートフォリオを作成します。

株式への投資にあたっては、T & D アセットマネジメントが会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、ユニバースを決定します。その後、ボトムアップによる企業分析と一貫性のある定量的手法を用い、銘柄を30～50程度に絞り込みます。

原則として、毎月の決算時に収益の分配を行います。

毎決算時（毎月15日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配方針に基づいて分配を行います。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

原則として、為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● **ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルが
ファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。**

ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルは、ゴールドマン・サックス・グループのリソースを最大限活用し、世界の個人投資家の資産運用や機関投資家、政府系機関の資金運用を行っております。国内外の株式や債券、為替、その他代替投資も含め、様々な運用を提供しております。

外国株投資の入門編として

○ **世界的に知名度が高い銘柄に投資します。**

ファンドは世界的に知名度が高い海外の優良企業に投資します。

外国株投資の第一歩としてお考えいただけます。

○ **投資対象の組入銘柄を月次で全て開示しています。**

全組入銘柄をマンスリーレポートで開示することにより、ファンドの透明性確保に努めています。（マンスリーレポートは委託会社のホームページにてご覧いただけます。

<https://www.tdasset.co.jp/>）

一流企業には一流企業である理由があります

○ **世界的な厳しい競争を勝ち抜いた“勝ち組”企業に投資**

海外の優良企業は、世界的マーケットの中で厳しい競争を勝ち抜いた企業です。

それゆえ、収益および財務体質は一般に盤石であるといえるでしょう。ファンドは、こうした世界で一流の“勝ち組”企業の中から銘柄を厳選し集中的に投資するファンドです。

強い企業がより強くなる成長ステージを捉え、安定した収益の確保を目指します。

● 運用プロセス

初期スクリーニング

MSCI-KOKUSAIインデックス銘柄を中心にスクリーニング

- ・世界的に商品やサービスのブランド力および知名度が高い企業
- ・当該商品やサービスの分野で高い競争力を今後も維持しつづける可能性のある企業

投資ユニバースの構築

下記要件の分析を重視し200～300銘柄にスクリーニングし、投資ユニバースを決定

- ・財務の安定性
- ・利益成長の確実性
- ・利回り水準

モデルポートフォリオの構築

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルによる助言

投資対象企業リストの構築

投資ユニバースから、グローバル・ネットワークを活用したボトムアップ調査に基づいて長期的な収益成長力を有すると考えられる銘柄群から構成される投資対象企業リストを構築。

組入銘柄の選択および組入比率の決定

投資対象企業リストから主に企業業績予想モデルによる分析および定量的なバリュエーション分析に基づいて組入銘柄を抽出し、当該銘柄に対する確信度およびポートフォリオ全体の定量的なリスク指標によるリスク管理に基づいて各銘柄の組入比率を決定。

30～50銘柄程度からなるポートフォリオを構築

最終ポートフォリオの構築

※MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

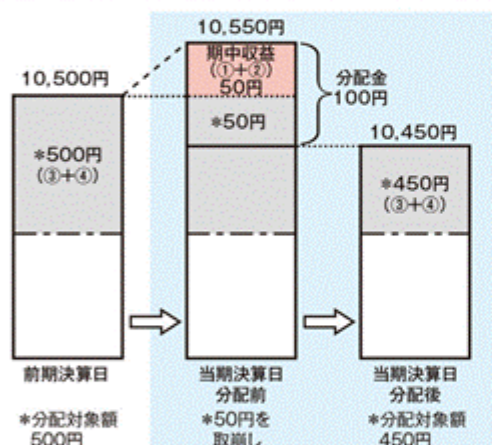
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



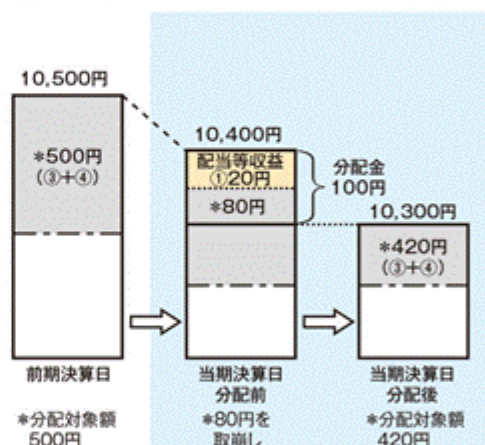
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

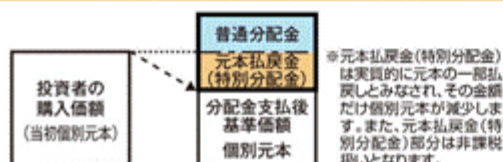


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

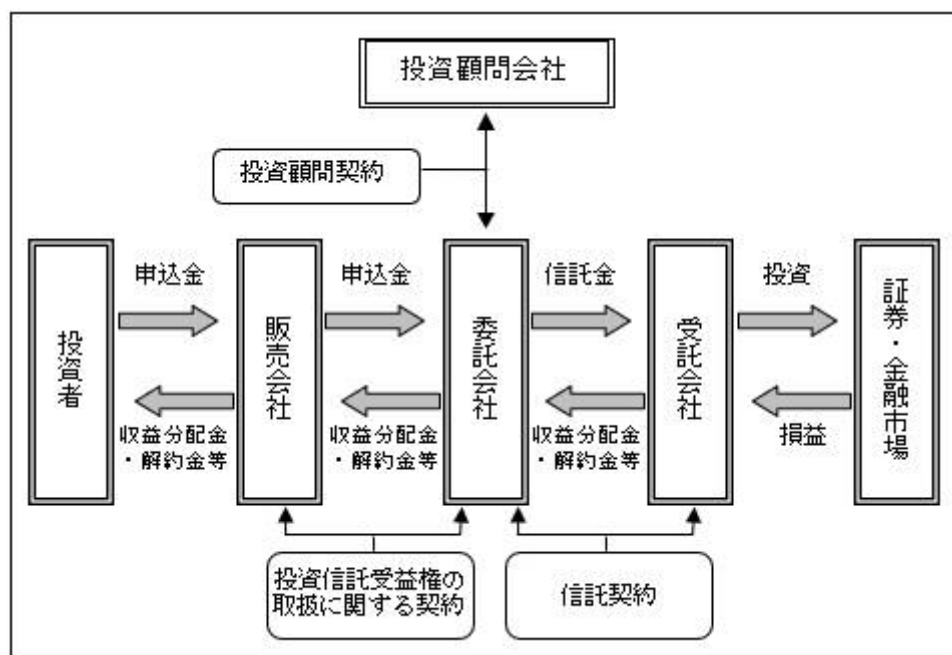
2003年10月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2005年12月22日 ファンドの決算を年1回から毎月に変更

ファンドの名称を「世界優良株ファンド(1年決算型)」から「世界優良株ファンド(毎月決算型)」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & D アセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託約款の届出
- （２）信託財産の運用指図
- （３）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- （４）目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

野村信託銀行株式会社

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託財産の保管・管理・計算
- （２）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- （１）受益権の募集・販売の取扱い
- （２）受益権の換金（解約）申込の取扱い
- （３）換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- （４）目論見書、運用報告書の交付等

d. 投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

投資顧問会社は、委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、ファンドの運用のための情報および助言等の提供を行います。なお、投資顧問会社は変更される場合があります。

委託会社の概況

a. 資本金

2019年7月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT & D アセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社T & D ホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2019年7月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & D ホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、世界優良株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、世界主要国の証券取引所に上場されている企業の株式および証券取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に実質的に投資を行い、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

株式の実質的な組入比率は高位に保つことを基本とします。

実質外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（１）有価証券

（２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

（３）金銭債権

（４）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

（１）為替手形

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（１）株券または新株引受権証書

（２）国債証券

（３）地方債証券

（４）特別の法律により法人の発行する債券

（５）社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

（６）資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

（７）投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

（８）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

（９）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

（１０）資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

（１１）資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

（１２）コマーシャル・ペーパー

- (13) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (14) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1) から(13) の証券または証書の性質を有するもの
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (20) 外国の者に対する権利で(19) の有価証券の性質を有するもの

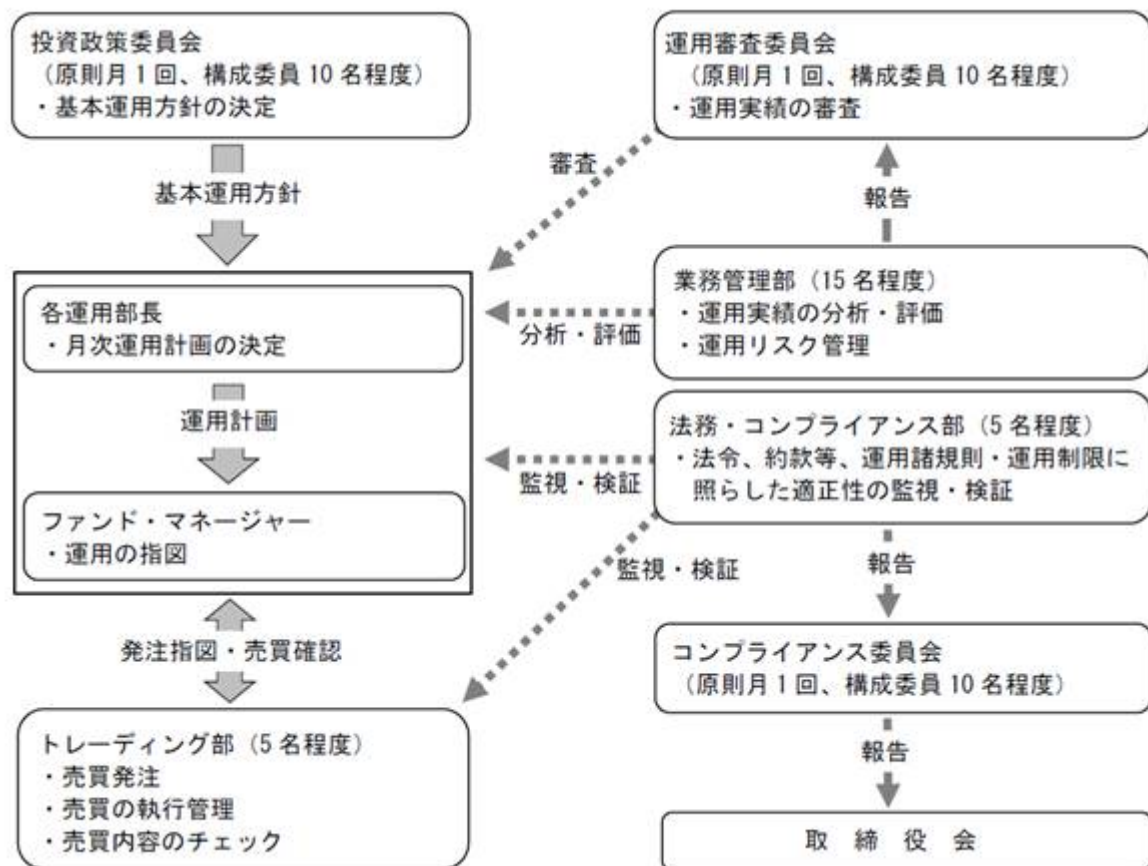
なお、(1) の証券または証書および(14) ならびに(17) の証券または証書のうち(1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2) から(7) までの証券および(14) ならびに(17) の証券または証書のうち(2) から(7) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で(5) の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。
ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2019年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年12回、毎決算時（原則として毎月15日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- e. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託

財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- g . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1) の信用取引の指図は、次の1 . から6 . に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1 . から6 . に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売り出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- i . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- j . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- k . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (5) k に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債券の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (6) k に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息を合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 1 . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1 . から2 . の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

- m. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- n. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、換金申込に伴う支払資金の手当て（換金申込に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 換金申込に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- o. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- p. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a . 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）世界優良株マザーファンドの概要

（１）投資方針

主として、世界主要国の証券取引所に上場されている企業の株式および証券取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に投資し、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。

株式の組入比率は高位に保つことを基本とします。

株式への投資にあたっては、「MSCI-KOKUSAI インデックス」の構成銘柄を中心に、時価総額および会社のブランド力、市場シェア、収益性、財務内容等を考慮し、投資ユニバースを選定します。投資ユニバースは原則として6ヵ月毎に見直します。

投資ユニバースの中から、個別企業の調査情報および定量的分析に基づき、将来の収益性と比較して現在の株価が割安と判断できる銘柄を選定し、実際の投資を行います。

外貨建資産の為替変動リスクについては、外国為替市場の急変などにより委託会社が必要と認めた場合を除き、原則としてヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - （１）有価証券
 - （２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - （３）金銭債権
 - （４）約束手形
- b . 次に掲げる特定資産以外の資産
 - （１）為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (6) 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (7) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (8) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (9) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (10) 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (11) 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- (12) コマーシャル・ペーパー
- (13) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (14) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、（1）から（13）の証券または証書の性質を有するものの
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (20) 外国の者に対する権利で（19）の有価証券の性質を有するもの

なお、（1）の証券または証書および（14）ならびに（17）の証券または証書のうち（1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、（2）から（7）までの証券および（14）ならびに（17）の証券または証書のうち（2）から（7）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

（６）外国の者に対する権利で（５）の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

- a．株式への投資には制限を設けません。
- b．外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- e．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- h．（１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - （２）（１）の信用取引の指図は、次の1．から6．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1．から6．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1．信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売り出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- i．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- j．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- k. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- l. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- m. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (5) mに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債券の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (6) mに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息を合算した

額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- n . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1 . から2 . の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- o . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- p . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- q . 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入、換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

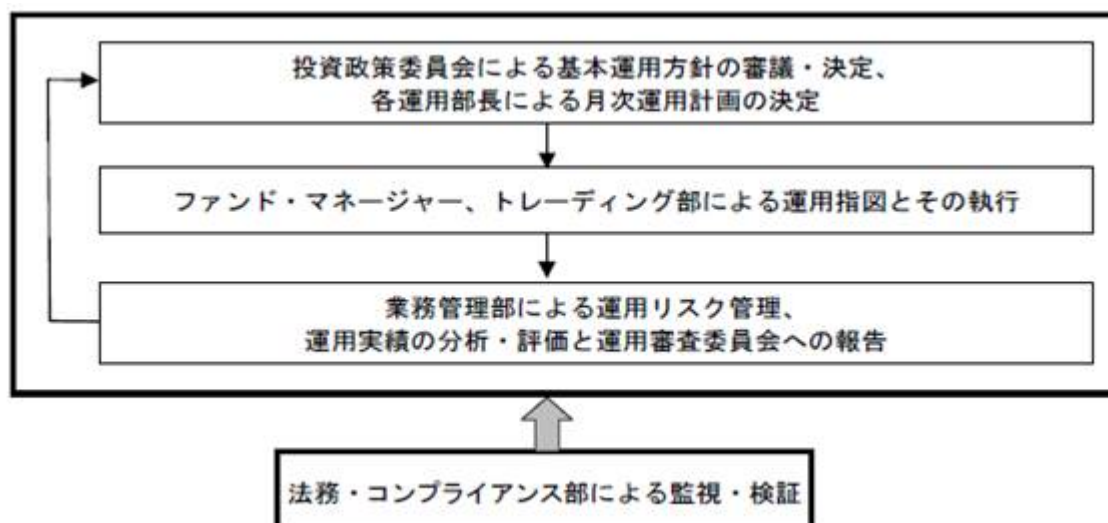
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2019年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



（注）ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- * 右のグラフは、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- * 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 上記の騰落率は2019年7月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.30%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.628%（税抜1.48%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、各販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて以下の通りとします。

〔信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率〕

（年率・税抜）

各販売会社の 取扱いに係る純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の場合	0.708%	0.70%	0.072%
100億円以上300億円未満の場合	0.688%	0.72%	
300億円以上500億円未満の場合	0.658%	0.75%	
500億円以上の場合	0.628%	0.78%	

委託会社の受ける信託報酬には、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに支払う投資顧問料を含みます。

〔信託報酬等の対価の内容〕

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表に係る監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアN I S A」をご利用の場合

N I S AおよびジュニアN I S Aは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2019年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年7月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	197	98.79
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	2	1.21
合計（純資産総額）	-	199	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2019年7月31日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量 （口）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	世界優良株 マザーファンド	69,767,380	2.8179 196,597,501	2.8183 196,625,407	98.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2019年7月31日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	98.79
合計	98.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第8期 特定期間 （2010年1月15日現在）	369	373	0.6993	0.7053
第9期 特定期間 （2010年7月15日現在）	319	322	0.6119	0.6179
第10期 特定期間 （2011年1月17日現在）	351	354	0.6609	0.6669
第11期 特定期間 （2011年7月15日現在）	284	290	0.6102	0.6227
第12期 特定期間 （2012年1月16日現在）	471	504	0.4848	0.5298
第13期 特定期間 （2012年7月17日現在）	461	503	0.4694	0.5094
第14期 特定期間 （2013年1月15日現在）	374	388	0.5959	0.6119
第15期 特定期間 （2013年7月16日現在）	353	356	0.7416	0.7476
第16期 特定期間 （2014年1月15日現在）	349	352	0.8550	0.8610
第17期 特定期間 （2014年7月15日現在）	306	308	0.8701	0.8761
第18期 特定期間 （2015年1月15日現在）	299	301	0.9580	0.9640
第19期 特定期間 （2015年7月15日現在）	275	277	1.1096	1.1156
第20期 特定期間 （2016年1月15日現在）	194	195	0.8877	0.8937
第21期 特定期間 （2016年7月15日現在）	187	188	0.8542	0.8602
第22期 特定期間 （2017年1月16日現在）	198	199	0.9323	0.9383
第23期 特定期間 （2017年7月18日現在）	214	215	1.0336	1.0396
第24期 特定期間 （2018年1月15日現在）	215	217	1.1260	1.1320
第25期 特定期間 （2018年7月17日現在）	217	218	1.1160	1.1220
第26期 特定期間 （2019年1月15日現在）	176	177	0.9784	0.9844
第27期 特定期間 （2019年7月16日現在）	206	207	1.1346	1.1406
2018年7月末日	213	-	1.1019	-
2018年8月末日	214	-	1.1143	-
2018年9月末日	211	-	1.1478	-

2018年10月末日	189	-	1.0377	-
2018年11月末日	195	-	1.0640	-
2018年12月末日	175	-	0.9572	-
2019年1月末日	184	-	1.0106	-
2019年2月末日	194	-	1.0774	-
2019年3月末日	193	-	1.0929	-
2019年4月末日	199	-	1.1403	-
2019年5月末日	189	-	1.0797	-
2019年6月末日	194	-	1.1059	-
2019年7月末日	199	-	1.1340	-

（注）分配金の額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第8期 特定期間（2009年7月16日 ～ 2010年1月15日）	0.0060
第9期 特定期間（2010年1月16日 ～ 2010年7月15日）	0.0060
第10期 特定期間（2010年7月16日 ～ 2011年1月17日）	0.0060
第11期 特定期間（2011年1月18日 ～ 2011年7月15日）	0.0125
第12期 特定期間（2011年7月16日 ～ 2012年1月16日）	0.0450
第13期 特定期間（2012年1月17日 ～ 2012年7月17日）	0.0400
第14期 特定期間（2012年7月18日 ～ 2013年1月15日）	0.0160
第15期 特定期間（2013年1月16日 ～ 2013年7月16日）	0.0060
第16期 特定期間（2013年7月17日 ～ 2014年1月15日）	0.0060
第17期 特定期間（2014年1月16日 ～ 2014年7月15日）	0.0060
第18期 特定期間（2014年7月16日 ～ 2015年1月15日）	0.0060
第19期 特定期間（2015年1月16日 ～ 2015年7月15日）	0.0060
第20期 特定期間（2015年7月16日 ～ 2016年1月15日）	0.0060
第21期 特定期間（2016年1月16日 ～ 2016年7月15日）	0.0060
第22期 特定期間（2016年7月16日 ～ 2017年1月16日）	0.0060
第23期 特定期間（2017年1月17日 ～ 2017年7月18日）	0.0060
第24期 特定期間（2017年7月19日 ～ 2018年1月15日）	0.0060
第25期 特定期間（2018年1月16日 ～ 2018年7月17日）	0.0060
第26期 特定期間（2018年7月18日 ～ 2019年1月15日）	0.0060
第27期 特定期間（2019年1月16日 ～ 2019年7月16日）	0.0060

【収益率の推移】

	収益率（％）
第8期 特定期間（2009年7月16日 ～ 2010年1月15日）	25.39
第9期 特定期間（2010年1月16日 ～ 2010年7月15日）	11.64
第10期 特定期間（2010年7月16日 ～ 2011年1月17日）	8.99
第11期 特定期間（2011年1月18日 ～ 2011年7月15日）	5.78
第12期 特定期間（2011年7月16日 ～ 2012年1月16日）	13.18
第13期 特定期間（2012年1月17日 ～ 2012年7月17日）	5.07
第14期 特定期間（2012年7月18日 ～ 2013年1月15日）	30.36
第15期 特定期間（2013年1月16日 ～ 2013年7月16日）	25.46
第16期 特定期間（2013年7月17日 ～ 2014年1月15日）	16.10
第17期 特定期間（2014年1月16日 ～ 2014年7月15日）	2.47
第18期 特定期間（2014年7月16日 ～ 2015年1月15日）	10.79
第19期 特定期間（2015年1月16日 ～ 2015年7月15日）	16.45
第20期 特定期間（2015年7月16日 ～ 2016年1月15日）	19.46
第21期 特定期間（2016年1月16日 ～ 2016年7月15日）	3.10
第22期 特定期間（2016年7月16日 ～ 2017年1月16日）	9.85
第23期 特定期間（2017年1月17日 ～ 2017年7月18日）	11.51
第24期 特定期間（2017年7月19日 ～ 2018年1月15日）	9.52
第25期 特定期間（2018年1月16日 ～ 2018年7月17日）	0.36
第26期 特定期間（2018年7月18日 ～ 2019年1月15日）	11.79
第27期 特定期間（2019年1月16日 ～ 2019年7月16日）	16.58

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第8期 特定期間（2009年7月16日 ～ 2010年1月15日）	20,410,668	46,688,026
第9期 特定期間（2010年1月16日 ～ 2010年7月15日）	34,003,531	41,062,316
第10期 特定期間（2010年7月16日 ～ 2011年1月17日）	49,330,443	38,703,353
第11期 特定期間（2011年1月18日 ～ 2011年7月15日）	10,674,173	76,161,897
第12期 特定期間（2011年7月16日 ～ 2012年1月16日）	637,132,181	132,727,664
第13期 特定期間（2012年1月17日 ～ 2012年7月17日）	518,215,662	507,146,401
第14期 特定期間（2012年7月18日 ～ 2013年1月15日）	59,440,789	413,512,124
第15期 特定期間（2013年1月16日 ～ 2013年7月16日）	46,926,018	199,055,942
第16期 特定期間（2013年7月17日 ～ 2014年1月15日）	23,295,557	90,302,174
第17期 特定期間（2014年1月16日 ～ 2014年7月15日）	20,300,970	77,081,654
第18期 特定期間（2014年7月16日 ～ 2015年1月15日）	16,251,003	55,456,833
第19期 特定期間（2015年1月16日 ～ 2015年7月15日）	11,709,537	76,404,698
第20期 特定期間（2015年7月16日 ～ 2016年1月15日）	32,142,562	61,769,124
第21期 特定期間（2016年1月16日 ～ 2016年7月15日）	5,703,995	4,804,867
第22期 特定期間（2016年7月16日 ～ 2017年1月16日）	4,893,915	11,863,775
第23期 特定期間（2017年1月17日 ～ 2017年7月18日）	7,464,666	12,832,253
第24期 特定期間（2017年7月19日 ～ 2018年1月15日）	5,409,564	20,781,206
第25期 特定期間（2018年1月16日 ～ 2018年7月17日）	9,927,519	6,987,577
第26期 特定期間（2018年7月18日 ～ 2019年1月15日）	4,489,723	19,313,873
第27期 特定期間（2019年1月16日 ～ 2019年7月16日）	16,155,991	14,208,679

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）世界優良株マザーファンドの状況

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年7月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,216	64.15
	イギリス	112	5.89
	デンマーク	77	4.06
	台湾	59	3.13
	スイス	58	3.05
	ジャージー	45	2.36
	スウェーデン	44	2.33
	イタリア	37	1.96
	フィンランド	36	1.89
	フランス	35	1.85
	スペイン	35	1.84
	小計	1,754	92.50
投資証券	アメリカ	108	5.71
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	34	1.79
合計（純資産総額）	-	1,896	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（３０銘柄）

（2019年7月31日現在）

	国／地域	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 （株）	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	投資証券	ＵＳドル	不動産	SBA COMMUNICATIONS CORP	4,014	235.27 102,596,767	248.43 108,335,592	5.71
2	アメリカ	株式	ＵＳドル	ヘルスケア機器・サービス	BOSTON SCIENTIFIC CORP	20,207	42.45 93,189,995	42.86 94,090,064	4.96
3	アメリカ	株式	ＵＳドル	各種金融	NORTHERN TRUST CORP	8,056	89.73 78,532,040	99.09 86,723,948	4.57
4	アメリカ	株式	ＵＳドル	メディア・娯楽	WALT DISNEY CO/THE	5,389	145.06 84,926,966	144.93 84,850,856	4.48
5	アメリカ	株式	ＵＳドル	各種金融	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	8,877	91.89 88,618,466	87.87 84,741,588	4.47
6	デンマーク	株式	デンマーククローネ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	NOVO NORDISK A/S-B	14,648	317.35 75,445,849	323.55 76,919,819	4.06

7	アメリカ	株式	USドル	素材	MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,748	224.99 67,169,126	246.34 73,543,013	3.88
8	アメリカ	株式	USドル	資本財	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,739	175.01 71,089,930	173.91 70,643,104	3.73
9	アメリカ	株式	USドル	保険	MARSH & MCLENNAN COS	6,233	103.02 69,760,314	100.45 68,020,030	3.59
10	イギリス	株式	イギリスポンド	家庭用品・パーソナル用品	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	7,978	65.48 68,941,054	64.55 67,961,897	3.58
11	アメリカ	株式	USドル	銀行	WELLS FARGO & CO	12,882	46.71 65,370,667	48.55 67,945,748	3.58
12	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL A	477	1150.51 59,620,900	1228.00 63,636,531	3.36
13	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	CHENIERE ENERGY INC	8,869	68.48 65,982,408	65.22 62,841,306	3.31
14	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	INTUIT INC	2,020	282.55 62,006,388	279.62 61,363,391	3.24
15	アメリカ	株式	USドル	ヘルスケア機器・サービス	ABBOTT LABORATORIES	6,395	83.81 58,227,232	88.31 61,353,619	3.24
16	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	1,418	414.63 63,874,381	394.56 60,782,567	3.21
17	アメリカ	株式	USドル	耐久消費財・アパレル	NIKE INC -CL B	6,376	89.48 61,981,779	87.20 60,402,449	3.19
18	台湾	株式	USドル	半導体・半導体製造装置	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	12,675	41.82 57,586,641	43.11 59,362,987	3.13
19	スイス	株式	スイスフラン	各種金融	UBS GROUP AG	47,170	11.95 61,852,770	11.16 57,763,759	3.05
20	アメリカ	株式	USドル	消費者サービス	DOMINO'S PIZZA INC	1,704	269.92 49,968,281	247.55 45,827,089	2.42
21	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	ELECTRONIC ARTS INC	4,703	92.22 47,118,326	88.57 45,253,417	2.39
22	ジャージー	株式	イギリスポンド	資本財	FERGUSON PLC	5,419	58.52 41,850,310	62.50 44,696,589	2.36
23	スウェーデン	株式	スウェーデンクローナ	資本財	ASSA ABLOY AB-B	17,495	212.40 42,175,896	222.20 44,121,865	2.33
24	イギリス	株式	イギリスポンド	商業・専門サービス	RENTOKIL INITIAL PLC	80,269	4.17 44,247,378	4.12 43,664,756	2.30
25	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	FACEBOOK INC-A	2,022	203.91 44,792,926	197.04 43,283,792	2.28
26	イタリア	株式	ユーロ	食品・飲料・タバコ	DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	36,139	8.68 38,015,669	8.50 37,249,223	1.96
27	フィンランド	株式	ユーロ	エネルギー	NESTE OYJ	10,190	30.70 37,912,231	29.00 35,812,856	1.89
28	フランス	株式	ユーロ	資本財	SAFRAN SA	2,209	128.75 34,467,496	131.10 35,096,611	1.85
29	スペイン	株式	ユーロ	小売	INDITEX	10,687	27.59 35,733,396	26.97 34,930,398	1.84
30	アメリカ	株式	USドル	資本財	MIDDLEBY CORP	2,321	137.99 34,794,653	134.91 34,018,020	1.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2019年7月31日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	メディア・娯楽	16.63
株式	各種金融	12.09
株式	資本財	12.06
株式	ヘルスケア機器・サービス	9.75
株式	エネルギー	5.20
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.06
株式	素材	3.88
株式	保険	3.59
株式	家庭用品・パーソナル用品	3.58
株式	銀行	3.58
株式	ソフトウェア・サービス	3.24
株式	耐久消費財・アパレル	3.19
株式	半導体・半導体製造装置	3.13
株式	消費者サービス	2.42
株式	商業・専門サービス	2.30
株式	食品・飲料・タバコ	1.96
株式	小売	1.84
	小計	92.50
投資証券	不動産	5.71
合計		98.21

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

（注2）本表はBloombergのデータをもとに当社が作成しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

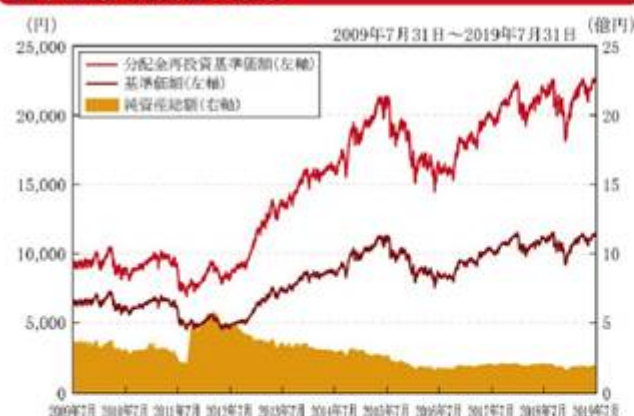
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）運用実績

（2019年7月31日現在）

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2019年7月	10円
2019年6月	10円
2019年5月	10円
2019年4月	10円
2019年3月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	6,445円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数32)	国	業種	比率
SBAコミュニケーションズ	アメリカ	外国投資証券	5.6%
ボストン・サイエンティフィック	アメリカ	ヘルスケア	4.9%
ノーザン・トラスト	アメリカ	金融	4.5%
ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニー	アメリカ	コミュニケーション・サービス	4.4%
インターコンチネンタル・エクスチェンジ	アメリカ	金融	4.4%
ノボ・ノルディスク	デンマーク	ヘルスケア	4.0%
マーチン・マリエッタ・マテリアルズ	アメリカ	素材	3.8%
ハネウェル・インターナショナル	アメリカ	資本財・サービス	3.7%
マーシュ・アンド・マクレンナン	アメリカ	金融	3.5%
レキット・ベンキナーザー	イギリス	生活必需品	3.5%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※組入上位銘柄数には外国投資証券を含みます。

●投資比率

株式	91.4%
外国投資証券	5.6%
現金・預金等	3.0%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

●組入上位業種

業種	比率
金融	19.0%
コミュニケーション・サービス	16.4%
資本財・サービス	14.2%
ヘルスケア	13.6%
一般消費財・サービス	7.4%

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は年初から7月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 申込不可日 >

- ・ ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日

購入申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。申込単位および取扱いコースは販売会社により異なりますのでご注意ください。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付けを取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付けを取消することができます。なお、換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該計算日が申込不可日であるときは、当該計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則として基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

株式：原則として基準価額計算日の証券取引所における最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasstet.co.jp/>

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

a．ファンドの繰上償還

- （１）委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （２）委託会社は、（１）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （３）（２）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (4) (3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1) の信託契約の解約をしません。
- (5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (6) (3) から(5) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3) の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「 信託約款の変更 d 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「 信託約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記 b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。
- b. 委託会社が投資顧問会社と締結する「投資顧問契約」の有効期限は、マザーファンドの信託終了日までですが、相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

1月および7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合にはこれを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等に行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、第27期特定期間(2019年1月16日から2019年7月16日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

世界優良株ファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期 特定期間 (2019年1月15日現在)	第27期 特定期間 (2019年7月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,656,807	3,341,666
親投資信託受益証券	173,354,049	203,043,480
流動資産合計	176,010,856	206,385,146
資産合計	176,010,856	206,385,146
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	179,477	181,424
未払解約金	-	113,840
未払受託者報酬	10,816	12,171
未払委託者報酬	211,550	237,997
未払利息	5	7
その他未払費用	2,097	2,358
流動負債合計	403,945	547,797
負債合計	403,945	547,797
純資産の部		
元本等		
元本	179,477,231	181,424,543
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,870,320	24,412,806
（分配準備積立金）	65,883,198	64,573,665
元本等合計	175,606,911	205,837,349
純資産合計	175,606,911	205,837,349
負債純資産合計	176,010,856	206,385,146

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期 特定期間 (自 2018年7月18日 至 2019年1月15日)	第27期 特定期間 (自 2019年1月16日 至 2019年7月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	22,555,071	30,489,431
営業収益合計	22,555,071	30,489,431
営業費用		
支払利息	885	947
受託者報酬	77,095	74,714
委託者報酬	1,507,587	1,461,138
その他費用	25,750	14,483
営業費用合計	1,611,317	1,551,282
営業利益	24,166,388	28,938,149
経常利益	24,166,388	28,938,149
当期純利益	24,166,388	28,938,149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	269,264	343,398
期首剰余金又は期首欠損金 ()	22,533,912	3,870,320
剰余金増加額又は欠損金減少額	299,168	1,388,570
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	148,004
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	299,168	1,240,566
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,694,409	637,636
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,674,467	637,636
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,942	-
分配金	1,111,867	1,062,559
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3,870,320	24,412,806

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、2019年1月16日から2019年7 月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第26期 特定期間 (2019年1月15日現在)	第27期 特定期間 (2019年7月16日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数 179,477,231口	1 特定期間の末日における受益権の総数 181,424,543口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額 元本の欠損 3,870,320円	-
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9784円 (1万口当たり純資産額 9,784円)	2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1346円 (1万口当たり純資産額 11,346円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別	第26期 特定期間 (自 2018年7月18日 至 2019年1月15日)	第27期 特定期間 (自 2019年1月16日 至 2019年7月16日)
-----	-----	---	---

分配金の計算過程	2018年7月18日から2018年8月15日までの計算期間末における分配対象金額142,033,757円（1万口当たり7,390円）のうち、192,193円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2018年8月16日から2018年9月18日までの計算期間末における分配対象金額141,815,406円（1万口当たり7,392円）のうち、191,842円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2018年9月19日から2018年10月15日までの計算期間末における分配対象金額134,542,402円（1万口当たり7,383円）のうち、182,220円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2018年10月16日から2018年11月15日までの計算期間末における分配対象金額134,805,841円（1万口当たり7,379円）のうち、182,680円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2018年11月16日から2018年12月17日までの計算期間末における分配対象金額135,195,257円（1万口当たり7,369円）のうち、183,455円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2018年12月18日から2019年1月15日までの計算期間末における分配対象金額132,093,198円（1万口当たり7,359円）のうち、179,477円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	2019年1月16日から2019年2月15日までの計算期間末における分配対象金額132,523,546円（1万口当たり7,361円）のうち、180,015円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2019年2月16日から2019年3月15日までの計算期間末における分配対象金額130,241,575円（1万口当たり7,366円）のうち、176,792円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2019年3月16日から2019年4月15日までの計算期間末における分配対象金額131,725,111円（1万口当たり7,530円）のうち、174,922円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2019年4月16日から2019年5月15日までの計算期間末における分配対象金額131,227,735円（1万口当たり7,523円）のうち、174,427円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2019年5月16日から2019年6月17日までの計算期間末における分配対象金額131,685,825円（1万口当たり7,525円）のうち、174,979円（1万口当たり10円）を分配金額としております。 2019年6月18日から2019年7月16日までの計算期間末における分配対象金額137,392,038円（1万口当たり7,572円）のうち、181,424円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
-----------------	---	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第26期 特定期間 （自 2018年7月18日 至 2019年1月15日）	第27期 特定期間 （自 2019年1月16日 至 2019年7月16日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第26期 特定期間 (2019年1月15日現在)	第27期 特定期間 (2019年7月16日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第26期 特定期間 (自 2018年7月18日 至 2019年1月15日)	第27期 特定期間 (自 2019年1月16日 至 2019年7月16日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第26期 特定期間 (自 2018年7月18日 至 2019年1月15日)	第27期 特定期間 (自 2019年1月16日 至 2019年7月16日)
期首元本額		194,301,381 円	179,477,231 円
期中追加設定元本額		4,489,723 円	16,155,991 円
期中一部解約元本額		19,313,873 円	14,208,679 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第26期 特定期間（自 2018年7月18日 至 2019年1月15日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,137,133 円
合計	6,137,133 円

第27期 特定期間（自 2019年1月16日 至 2019年7月16日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,781,787 円

合計	5,781,787 円
----	-------------

3 デリバティブ取引関係

第26期 特定期間（自 2018年7月18日 至 2019年1月15日）

該当事項はありません。

第27期 特定期間（自 2019年1月16日 至 2019年7月16日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2019年7月16日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	世界優良株マザーファンド	72,054,892	203,043,480	
合計		72,054,892	203,043,480	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）世界優良株マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「世界優良株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2019年1月15日現在）	（2019年7月16日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		21,250,859	24,638,215
金銭信託		480,953	199,660
コール・ローン		12,784,814	12,877,656
株式		1,595,790,052	1,760,150,158
投資証券		96,965,759	101,964,037
未収配当金		370,540	2,451,611
流動資産合計		1,727,642,977	1,902,281,337
資産合計		1,727,642,977	1,902,281,337
負債の部			
流動負債			
未払利息		26	27
流動負債合計		26	27
負債合計		26	27
純資産の部			
元本等			
元本		722,116,750	675,059,822
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,005,526,201	1,227,221,488
元本等合計		1,727,642,951	1,902,281,310
純資産合計		1,727,642,951	1,902,281,310
負債純資産合計		1,727,642,977	1,902,281,337

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（ 2019年1月15日現在 ）	（ 2019年7月16日現在 ）
1 計算期間の末日における受益権の総数 722,116,750口	1 計算期間の末日における受益権の総数 675,059,822口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3925円 (1万口当たり純資産額 23,925円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8179円 (1万口当たり純資産額 28,179円)

（その他の注記）

1 元本の移動

対象年月日 項 目	（ 2019年1月15日現在 ）	（ 2019年7月16日現在 ）
期首元本額	764,544,593 円	722,116,750 円
期中追加設定元本額	899,914 円	5,251,086 円
期中一部解約元本額	43,327,757 円	52,308,014 円
期末元本額	722,116,750 円	675,059,822 円
元本の内訳 *		
世界優良株ファンド（3ヵ月決算型）	649,659,467 円	603,004,930 円
世界優良株ファンド（毎月決算型）	72,457,283 円	72,054,892 円
合計	722,116,750 円	675,059,822 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2018年7月18日 至 2019年1月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,595,790,052 円	134,780,622 円
投資証券	96,965,759 円	3,548,227 円
合計	1,692,755,811 円	131,232,395 円

（自 2019年1月16日 至 2019年7月16日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,760,150,158 円	224,910,962 円
投資証券	101,964,037 円	28,651,517 円
合計	1,862,114,195 円	253,562,479 円

3 デリバティブ取引関係

（自 2018年7月18日 至 2019年1月15日）

該当事項はありません。

（自 2019年1月16日 至 2019年7月16日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

a . 株式

（2019年7月16日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	ABBOTT LABORATORIES	6,395	83.81	535,964.95	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,739	175.01	654,362.39	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	12,675	41.82	530,068.50	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	20,207	42.45	857,787.15	
	WALT DISNEY CO/THE	5,389	145.06	781,728.34	
	ELECTRONIC ARTS INC	4,703	92.22	433,710.66	
	INTUIT INC	2,020	282.55	570,751.00	
	MARSH & MCLENNAN COS	6,233	103.02	642,123.66	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,748	224.99	618,272.52	
	MIDDLEBY CORP	2,321	137.99	320,274.79	
	NIKE INC -CL B	6,376	89.48	570,524.48	
	NORTHERN TRUST CORP	8,056	89.73	722,864.88	
	WELLS FARGO & CO	12,882	46.71	601,718.22	
	CHENIERE ENERGY INC	8,869	68.48	607,349.12	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	1,335	284.30	379,540.50	
	DOMINO'S PIZZA INC	1,704	269.92	459,943.68	

	FACEBOOK INC-A	2,022	203.91	412,306.02	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	8,877	91.89	815,707.53	
	ALPHABET INC-CL A	477	1,150.51	548,793.27	
	ALPHABET INC-CL C	132	1,150.34	151,844.88	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	1,418	414.63	587,945.34	
	小計 (邦貨換算)	118,578		11,803,581.88 (1,274,432,735)	
イギリスポンド	RENTOKIL INITIAL PLC	80,269	4.17	335,283.61	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	7,978	65.48	522,399.44	
	FERGUSON PLC	5,419	58.52	317,119.88	
	小計 (邦貨換算)	93,666		1,174,802.93 (158,774,615)	
スイスフラン	UBS GROUP AG	47,170	11.95	563,681.50	
	小計 (邦貨換算)	47,170		563,681.50 (61,807,676)	
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	17,495	212.40	3,715,938.00	
	小計 (邦貨換算)	17,495		3,715,938.00 (42,881,924)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	14,648	317.35	4,648,542.80	
	小計 (邦貨換算)	14,648		4,648,542.80 (75,678,276)	
ユーロ	SAFRAN SA	2,209	128.75	284,408.75	
	NESTE OYJ	10,190	30.70	312,833.00	
	INDITEX	10,687	27.59	294,854.33	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	36,139	8.68	313,686.52	
	小計 (邦貨換算)	59,225		1,205,782.60 (146,574,932)	
	合計 (邦貨換算)	350,782		(1,760,150,158)	

b. 株式以外の有価証券

(2019年7月16日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	4,014	944,373.78	
		合計 (邦貨換算)	4,014	944,373.78 (101,964,037)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	株式 21 銘柄	66.99%	68.44%
	投資証券 1 銘柄	5.36%	5.48%

イギリスポンド	株式	3 銘柄	8.35%	8.53%
スイスフラン	株式	1 銘柄	3.25%	3.32%
スウェーデンクローナ	株式	1 銘柄	2.25%	2.30%
デンマーククローネ	株式	1 銘柄	3.98%	4.06%
ユーロ	株式	4 銘柄	7.71%	7.87%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

（2019年7月31日現在）

【純資産額計算書】

資産総額	199,544,351 円
負債総額	503,198 円
純資産総額（ - ）	199,041,153 円
発行済数量	175,514,786 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1340 円

（参考）世界優良株マザーファンド

資産総額	1,896,091,145 円
負債総額	12 円
純資産総額（ - ）	1,896,091,133 円
発行済数量	672,772,310 口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.8183 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、換金申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2019年7月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2019年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年7月末日現在、266本であり、その純資産総額の合計は1,145,264百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	145本	478,591百万円
単位型株式投資信託	55本	171,082百万円
単位型公社債投資信託	66本	495,591百万円
合計	266本	1,145,264百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		第38期 (2018年 3 月31日現在)		第39期 (2019年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 預金			7,254,267		7,348,860
2 . 前払費用			46,019		53,985
3 . 未収委託者報酬			1,054,036		1,009,736
4 . 未収運用受託報酬			450,583		365,214
5 . その他			-		1,920
流動資産計			8,804,906		8,779,717
固定資産					
1 . 有形固定資産			141,929		133,036
(1) 建物	1	101,837		90,958	
(2) 器具備品	1	39,714		41,793	
(3) その他	1	378		283	
2 . 無形固定資産			44,418		37,002
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		36,077		30,413	
(3) ソフトウェア仮勘定		5,477		3,725	
3 . 投資その他の資産			399,828		365,068
(1) 投資有価証券		37,527		38,850	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		117,140		111,847	
(4) 繰延税金資産		220,283		193,055	
(5) 長期前払費用		19,491		15,929	
固定資産計			586,176		535,107
資産合計			9,391,083		9,314,824

		第38期 (2018年3月31日現在)		第39期 (2019年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			10,633		7,592
2. 未払金			608,077		464,149
(1) 未払収益分配金		1,330		1,579	
(2) 未払償還金		5,660		2	
(3) 未払手数料		408,586		378,125	
(4) その他未払金		192,500		84,441	
3. 未払費用			752,818		694,884
4. 未払法人税等			31,501		21,908
5. 未払消費税等			42,128		20,619
6. 前受収益			54		-
7. 賞与引当金			241,535		185,671
8. 役員賞与引当金			22,308		16,000
流動負債計			1,709,058		1,410,826
固定負債					
1. 退職給付引当金			437,211		422,821
2. 役員退職慰労引当金			23,890		29,549
固定負債計			461,101		452,370
負債合計			2,170,159		1,863,196
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,843,079		6,074,187
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,530,288		2,761,396	
株主資本計			7,220,746		7,451,855
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			176		226
評価・換算差額等計			176		226
純資産合計			7,220,923		7,451,628
負債・純資産合計			9,391,083		9,314,824

（２）【損益計算書】

		第38期 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)		第39期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			5,898,485		5,895,209
２．運用受託報酬			1,846,568		1,467,320
営業収益計			7,745,053		7,362,530
営業費用					
１．支払手数料			2,510,004		2,382,490
２．広告宣伝費			1,235		1,635
３．調査費			2,396,244		2,216,821
（１）調査費		185,225		200,472	
（２）委託調査費		1,851,949		1,653,354	
（３）情報機器関連費		358,074		362,017	
（４）図書費		995		977	
４．委託計算費			207,692		215,420
５．営業雑経費			102,102		97,255
（１）通信費		6,944		6,885	
（２）印刷費		86,366		79,705	
（３）協会費		5,655		7,140	
（４）諸会費		3,135		3,523	
営業費用計			5,217,280		4,913,623
一般管理費					
１．給料			1,183,052		1,160,714
（１）役員報酬		70,882		76,554	
（２）給料・手当		1,004,735		1,023,188	
（３）賞与		107,434		60,972	
２．法定福利費			202,059		178,435
３．退職金			3,276		2,791
４．福利厚生費			3,869		3,434
５．交際費			3,108		2,118
６．旅費交通費			14,213		13,132
７．事務委託費			104,724		100,555
８．租税公課			124,851		134,442
９．不動産賃借料			125,103		142,217
１０．退職給付費用			50,494		51,166
１１．役員退職慰労引当金繰入			4,534		5,659
１２．賞与引当金繰入			241,535		185,671
１３．役員賞与引当金繰入			22,308		16,000
１４．固定資産減価償却費			50,503		47,852
１５．諸経費			54,047		71,508
一般管理費計			2,187,683		2,115,699
営業利益			340,089		333,207

		第38期 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)		第39期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1 . 受取配当金			1,073		967
2 . 受取利息			68		72
3 . 時効成立分配金・償還金			374		6,074
4 . 助成金収入			-		3,167
5 . 雑収入			676		62
営業外収益計			2,193		10,344
営業外費用					
1 . 為替差損			641		1,504
2 . 雑損失			630		70
営業外費用計			1,272		1,575
經常利益			341,010		341,976
特別利益					
1 . 投資有価証券売却益			213		397
特別利益計			213		397
特別損失					
1 . 固定資産除却損	1		21		1,196
2 . 投資有価証券売却損			1		508
特別損失計			22		1,704
税引前当期純利益			341,201		340,668
法人税、住民税及び事業税			156,577		82,154
法人税等調整額			63,527		27,405
当期純利益			248,151		231,108

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595
当期変動額								
当期純利益						248,151	248,151	248,151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	248,151	248,151	248,151
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	108	108	6,972,703
当期変動額			
当期純利益			248,151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68	68	68
当期変動額合計	68	68	248,220
当期末残高	176	176	7,220,923

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746
当期変動額								
当期純利益						231,108	231,108	231,108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	231,108	231,108	231,108
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	176	176	7,220,923
当期変動額			
当期純利益			231,108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	403	403	403
当期変動額合計	403	403	230,704
当期末残高	226	226	7,451,628

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」104,232千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」220,283千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第38期 (2018年3月31日現在)	第39期 (2019年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 34,366千円 器具備品 115,139千円 その他 518千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 45,245千円 器具備品 135,855千円 その他 613千円

（損益計算書関係）

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 21千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 16千円 ソフトウェア仮勘定 1,179千円

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,254,267	7,254,267	-
(2) 未収委託者報酬	1,054,036	1,054,036	-
(3) 未収運用受託報酬	450,583	450,583	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,327	7,327	-
資産計	8,766,214	8,766,214	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,330)	(1,330)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(408,586)	(408,586)	-
その他未払金	(192,500)	(192,500)	-
(2) 未払費用	(752,818)	(752,818)	-
負債計	(1,360,896)	(1,360,896)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,254,267	-	-
未収委託者報酬	1,054,036	-	-
未収運用受託報酬	450,583	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,011	3,941	1,374
合計	8,760,898	3,941	1,374

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,348,860	7,348,860	-
(2) 未収委託者報酬	1,009,736	1,009,736	-
(3) 未収運用受託報酬	365,214	365,214	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	8,650	8,650	-
資産計	8,732,461	8,732,461	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(378,125)	(378,125)	-
其他未払金	(84,441)	(84,441)	-
(2) 未払費用	(694,884)	(694,884)	-
負債計	(1,159,033)	(1,159,033)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,348,860	-	-
未収委託者報酬	1,009,736	-	-
未収運用受託報酬	365,214	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	7,421	1,229
合計	8,723,811	7,421	1,229

（有価証券関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は2,212千円であり、売却益の合計額は213千円、売却損の合計額は1千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	4,233	3,924	309
	小計	4,233	3,924	309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,093	3,147	54
	小計	3,093	3,147	54
合計		7,327	7,072	254

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は13,584千円であり、売却益の合計額は397千円、売却損の合計額は508千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,124	2,908	215
	小計	3,124	2,908	215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,526	6,068	542
	小計	5,526	6,068	542
合計		8,650	8,976	326

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	408,206千円
退職給付費用	44,140千円
退職給付の支払額	15,136千円
退職給付引当金の期末残高	437,211千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

退職給付引当金	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44,140千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	6,353千円
--------------	---------

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	437,211千円
退職給付費用	39,558千円
退職給付の支払額	53,948千円
退職給付引当金の期末残高	422,821千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

退職給付引当金	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,558千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,608千円
--------------	----------

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期（2018年3月31日現在）	第39期（2019年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	73,958	56,852
未払事業税	8,944	3,540
未払社会保険料	12,118	9,421
退職給付引当金	141,151	138,515
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,056	15,061
繰越欠損金	11,374	5,430
その他有価証券評価差額金	-	99
その他	10,270	12,923
小計	272,873	241,845
評価性引当額	52,512	48,790
繰延税金資産計	220,361	193,055
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	77	-
繰延税金負債計	77	-
繰延税金資産の純額	220,283	193,055

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期（2018年3月31日現在）		第39期（2019年3月31日現在）
法定実効税率	30.9%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	0.7
評価性引当額	6.1	評価性引当額	1.1
その他	0.6	その他	0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	27.3	税効果会計適用後の法人税率の負担率	32.1

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディング ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支 払予定額 (*1)	144,109	未払金	144,109

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディング ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支 払額及び 支払予定 額(*1)	65,399	未払金	24,677

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問 契約の締 結	投資顧 問契約 (*1)	321,424	未収運 用受託 報酬	83,978

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問 契約の締 結	投資顧 問契約 (*1)	312,760	未収運 用受託 報酬	83,648

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,670.59円	1株当たり純資産額	6,883.72円
1株当たり当期純利益	229.23円	1株当たり当期純利益	213.49円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	248,151	当期純利益（千円）	231,108
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	248,151	普通株式に係る当期純利益（千円）	231,108
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 2．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 3．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5．上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

野村信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 35,000百万円（2019年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 （単位：百万円） （2019年3月末日現在）	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
株式会社 S B I 証券	48,323	
北洋証券株式会社	3,000	
第四北越証券株式会社	600	
東武証券株式会社	420	
ばんせい証券株式会社	1,558	
フィデリティ証券株式会社	9,257	
マネックス証券株式会社	12,200	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社中京銀行	31,844	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

新規買付のお申込みは受付けておりません。

（3）投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

- ・ 資本金の額 1,756千米ドル（2018年12月末日現在）
- ・ 事業の内容 金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a．信託財産の保管・管理・計算
- b．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a．受益権の募集・販売の取扱い
- b．受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c．換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- d．目論見書、運用報告書の交付等

「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

ファンドの運用に係る助言および情報提供

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2019年7月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2019年 1月23日	臨時報告書
2019年 4月15日	有価証券報告書
2019年 4月15日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年 4月23日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月3日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則央
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月12日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則央
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界優良株ファンド（毎月決算型）の2019年1月16日から2019年7月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界優良株ファンド（毎月決算型）の2019年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。